

経営所得安定対策等の具体化についての考え方
(大綱の説明資料)
(抄)

平成17年10月
農林水産省

目 次

(頁)

- 1. 品目横断的經營安定対策 (略)
- 2. 米政策改革推進対策 (略)
- 3. 農地・水・環境保全向上対策 (仮称) 19

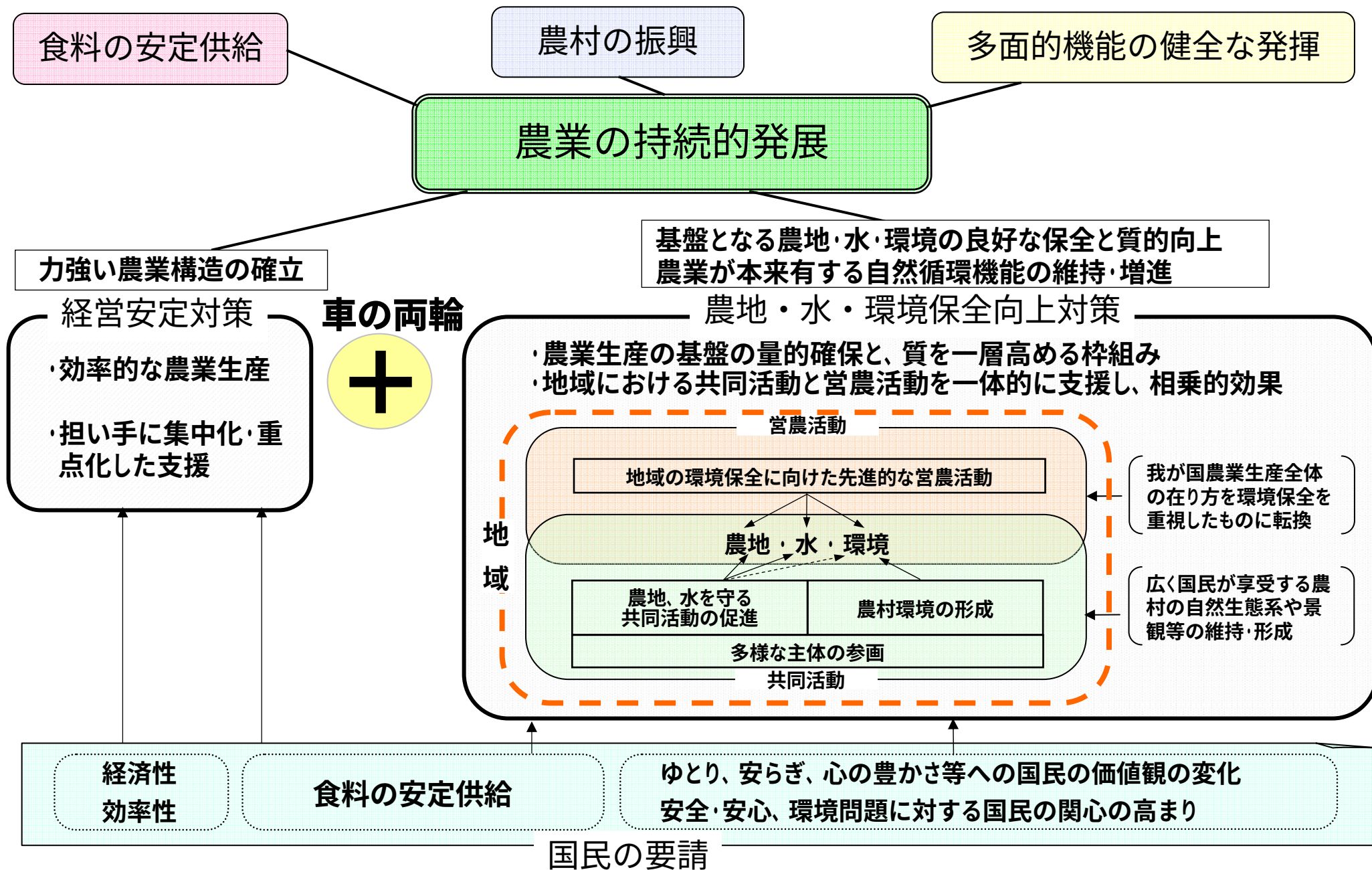
3. 農地・水・環境保全向上対策（仮称）

本対策の必要性

- 農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。
- このような中、農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきた現状や、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。
- また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

本対策の骨格と位置付け

- これらを踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施する。
- 本対策は、力強い農業構造の確立、効率的な農業生産を目指す経営安定対策と「車の両輪」をなし、
 - ・ 国民の価値観の変化、新たな要請に応えることにより、その理解と納得を得つつ、
 - ・ 社会共通資本としての農地・農業用水等の資源、更にはその上で営まれる営農活動を一体として、その質を高めながら将来にわたり保全するものであり、地域振興対策として位置付けられるものである。



- 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、
 - ① 農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動
 - ② 農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動
 - ③ これらの活動の質をさらにステップアップさせるための取組
- とともに協定に位置付け、多様な主体の参画を得てこれらを総合的・一体的に実施する活動を支援。

■ 土づくり、
化学肥料・農薬の低減



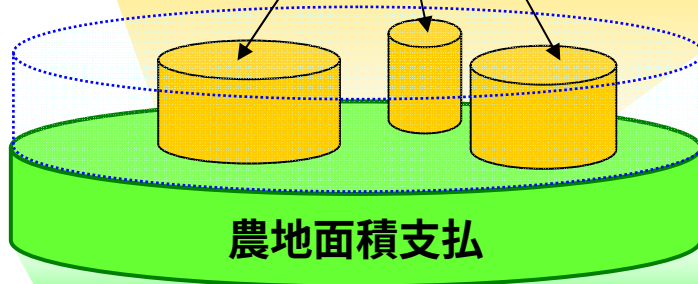
営農活動への支援

農業が本来有する自然循環機能の維持・増進による
地域の環境保全に向けた先進的な営農活動を支援

■ アイガモ農法



取組面積に応じた支払
+ 集落等を単位とする支援



活動の質をさらに
ステップアップ
させるための
取組への支援

地域においてより高度な
取組を実践した場合に支援

※H18年度において検討

協定へ位置付け

多様な主体の参加を得て
総合的・一体的に実施



■ ため池の草刈り

共同活動への支援

農地・水・農村環境の保全と質的向上のための
効果の高い共同活動を支援



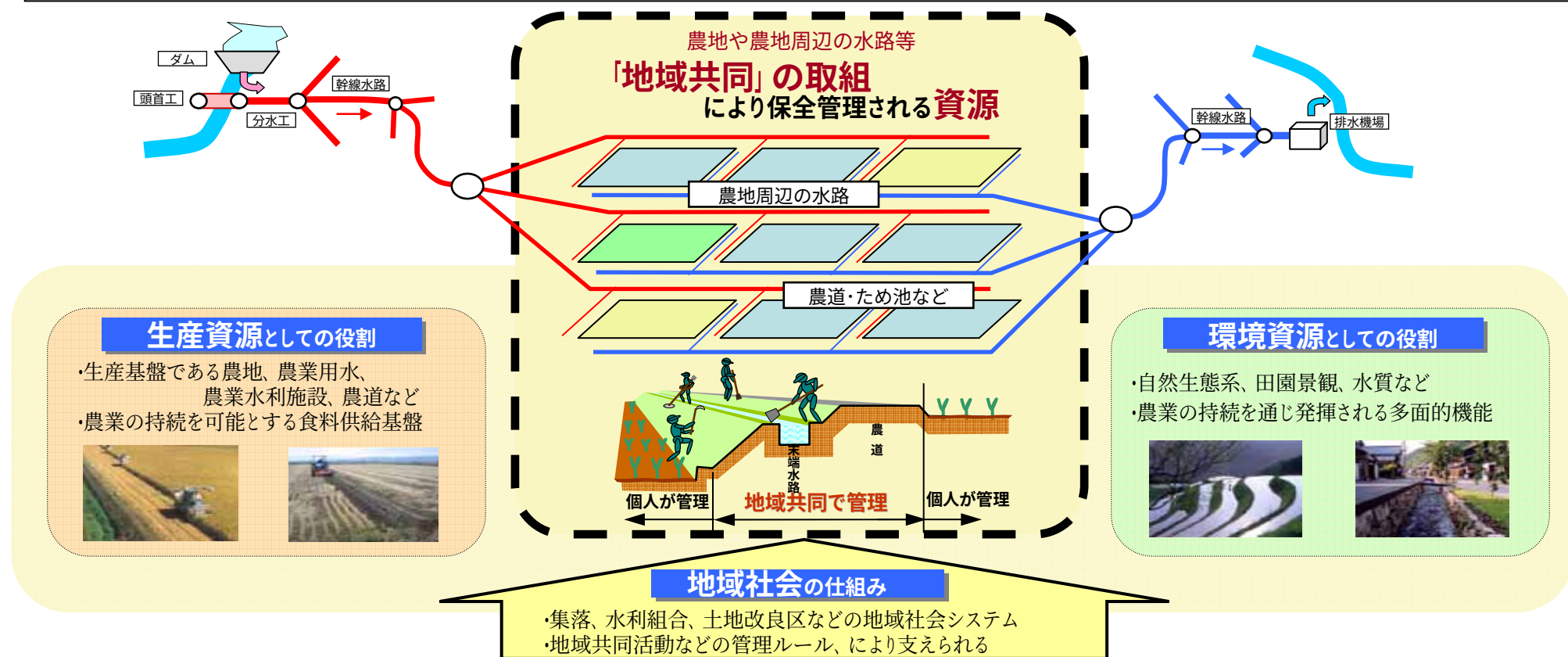
■ 水路の生き物調査

(1) 共同活動への支援

[大綱 8頁]

① 施策の対象

- 農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮を支える「社会共通資本」。
- とくに、農地や農地周辺の水路、農道などの資源の多くは、これまで集落など地域の共同活動により保全管理。
- 近年の集落機能の低下により地域共同活動が衰え、力強い農業構造の実現や活力ある農村の振興に支障。



② 施策の仕組みのあらまし

1

- ・対象地域の設定
- ・活動組織づくり

- 集落などを単位とする**活動組織**を設立。
- 活動組織は、農業者を中心に地域住民をはじめとする**多様な主体が参画**。
- 運営方法など合意形成し、規約を作成。

2

- ・活動計画づくりと効果の高い取組の実践

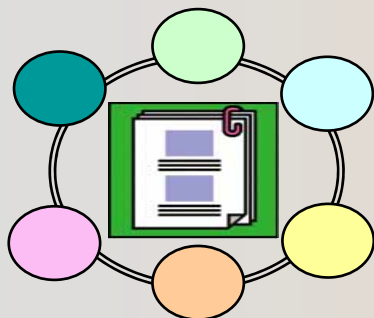
- 活動組織が話し合い、**活動計画**を作成。
- 活動計画は、効果の高い取組のガイドラインとなる**活動指針**に照らして作成。
〔活動指針は、国が標準的な指針を示し、地方が地域の特性を踏まえた独自の活動項目を追加したもの〕
- 活動計画に基づいて、**効果の高い取組**（現状の維持にとどまらず改善や質的向上を図るもの）を**実践**。

3

- ・地域共同活動に対する支援

- 効果の高い取組を行う活動組織を**支援**。
- 国の**支援水準**は、農地・水を保全する**基準的な共同活動量を基に算定**。
〔全国調査を基礎に算定〕
- 活動組織内の**農地面積に応じて交付**。

活動組織づくり・合意形成



活動指針に照らした活動計画づくり

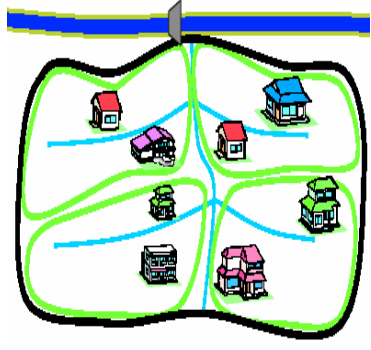
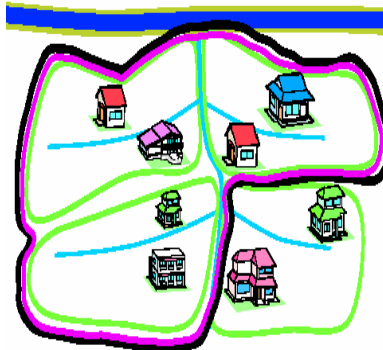


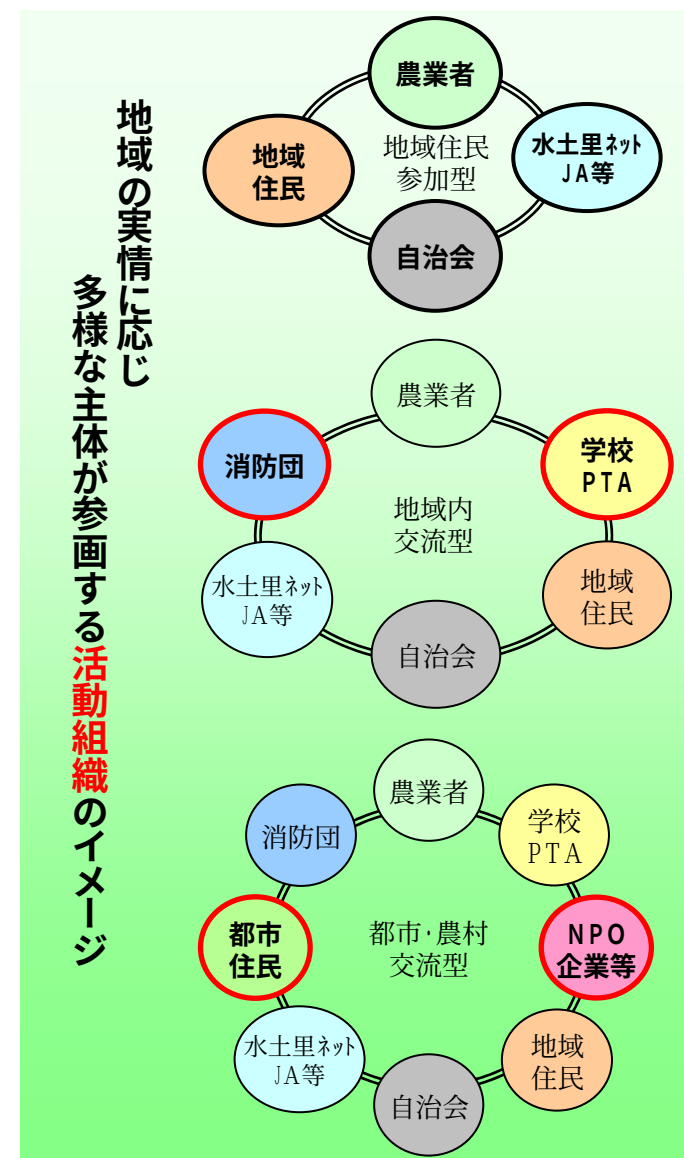
効果の高い取組の実践に対する支援



- 対象地域は、地域共同活動が効果的に実施できるよう、集落や水系単位など地域の実情に応じ適切に設定。
- 「活動組織」の構成員は、農業者を中心として、地域の諸条件に応じさまざまに組合せ。

○対象地域設定単位の代表例

集落単位	水系単位	事業単位
		
集落ぐるみで保全活動を行う体制	ため池や堰などの水系での保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施単位での保全活動を行う体制



③ 活動指針のイメージ

[大綱 8頁]

- 活動計画づくりのガイドラインとして、具体的な活動を列挙した「活動指針」を策定。
- 活動指針は、「基礎部分」と「誘導部分」に区分。
- 国が標準的な指針を示し、地方が地域の特性を踏まえた独自の項目を追加。

活動指針に列挙する活動の例示

		点検・準備	計画・啓発	実践活動	
誘導部分	生産資源向上 (施設の長寿命化など)	☒ 施設の寿命を縮める劣化がないか点検 	☒ きめ細かな補修。保全の役割分担 	☒ 破損部分をこまめに補修 	☐ ゲートの保守管理の徹底 
	環境資源向上 (生態系、景観保全など)	☒ 地域住民やNPO等を交えた話し合い 	☒ 地域全体への啓発・普及 	☐ 生き物調査の実施 	☒ 水路沿いに花の植付 
基礎部分	資源の適切な保全管理	☒ 施設の機能に支障が生じていないか点検 	☒ 維持保全活動の年間計画を策定 	☒ 水路の江ざらい、草刈り 	☒ 農道への砂利の補充 

④ 支援水準

[大綱 8頁]

- 活動指針を指標として、効果の高い取組に相当する活動を行う地域を支援。
- 支援水準は、農地・水等の資源を適切に保全管理するために必要な基準的な共同活動量を基に、国、地方、農業者の役割分担を踏まえて算定。
(共同活動量については、現在、全国約400地区で実施中の調査において、全国の地帯別、地目別の状況を精査中。)
- 活動組織内の農地面積に応じて交付。

支援の要件と支援水準の基礎

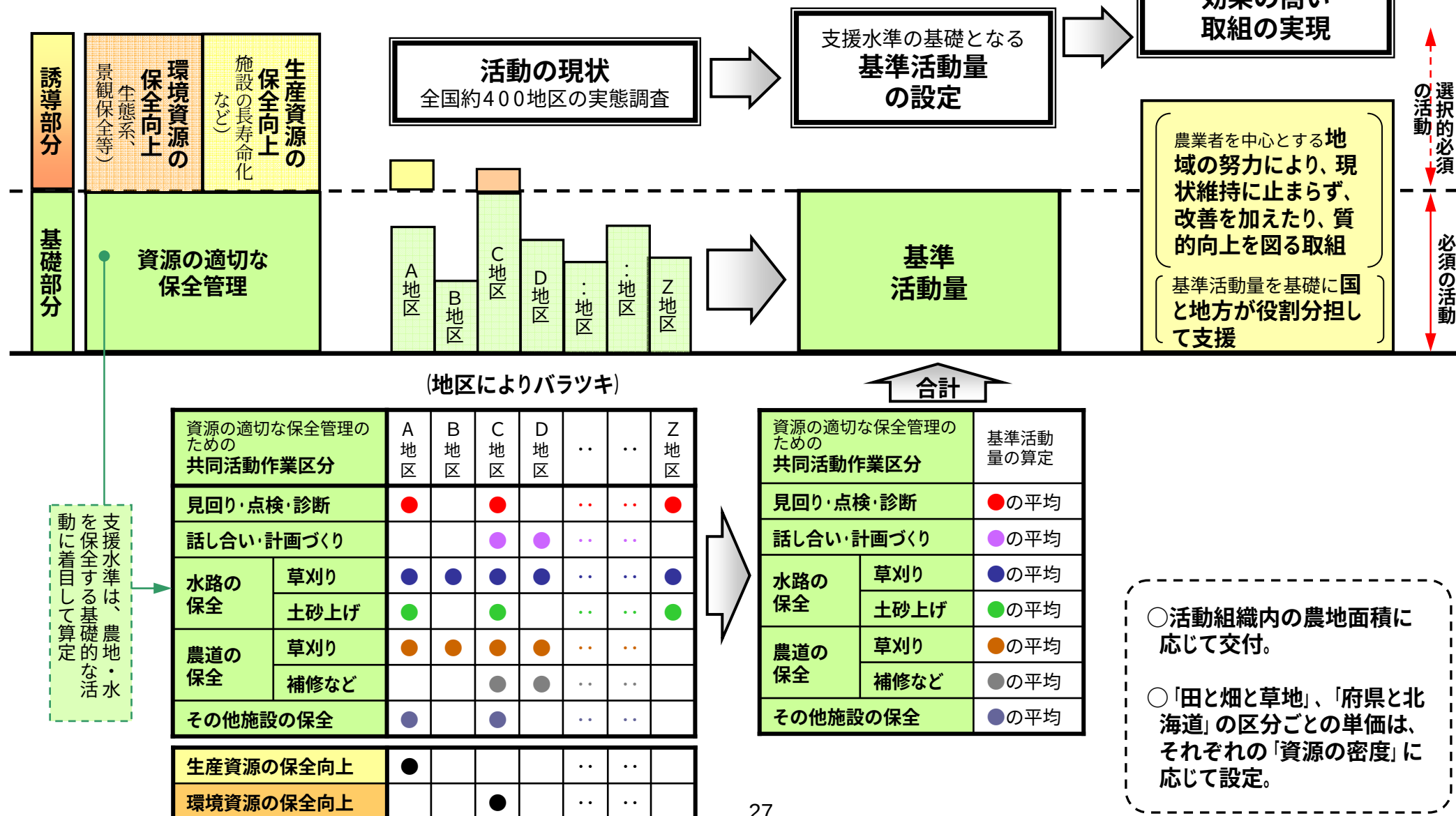
活動指針		支援の要件＝効果の高い取組	
誘導部分	生産資源の 保全向上 (施設の長寿命化など)	活動指針に列挙した 活動のうち、 基準以上の活動項目 数 を実施	選択的 必須要件
	環境資源の 保全向上 (生態系、景観など)	活動指針に列挙した 活動のうち、 基準以上の活動項目 数 を実施	
基礎部分	資源の適切な 保全管理	全ての活動項目 を実施	必須要件

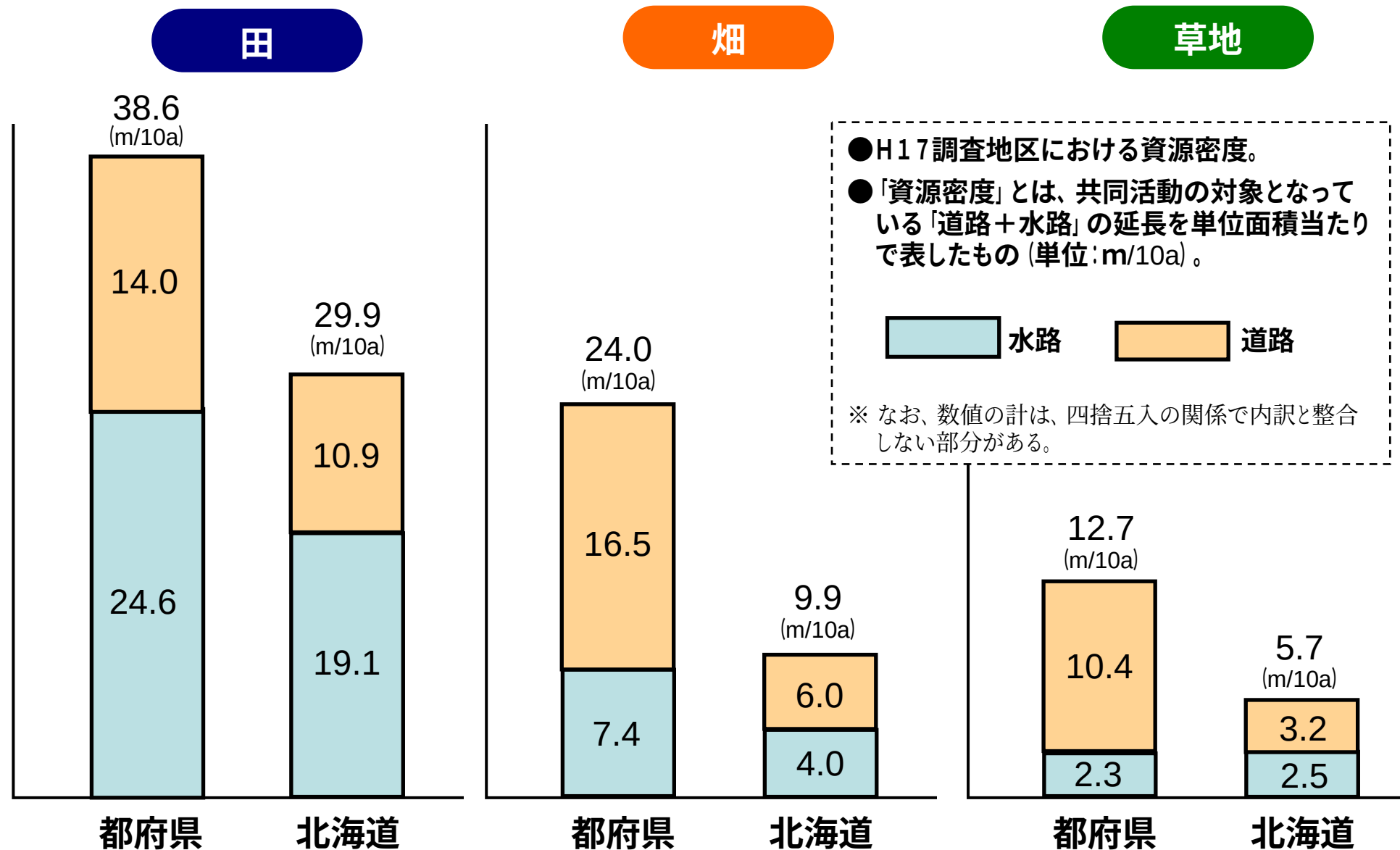
支援単価は、農地・水を保全する必須の活動量を基礎に算出

国 による 支 援 の 水 準

	10a当たり単価
水田 (都府県)	2,200円/10a
水田 (北海道)	1,700円/10a
畑 (都府県)	1,400円/10a
畑 (北海道)	600円/10a
草地 (都府県)	200円/10a
草地 (北海道)	100円/10a

- 国の支援水準は、農地・水を適切に保全するための基準的な活動量を基礎として算定。
(共同活動量は、全国約400地区で実施中の実態調査の結果から算出)





平成17年

新たな基本計画の策定

農地・農業用水等の資源保全を図る地域共同の取組を促進する施策導入に向けた検討に着手。

資源保全実態調査事業 資源保全手法検討調査

- 実態調査
(全国約400地区)
- 地域の保全計画策定
- 資源保全手法の検討



平成18年度(概算要求)

農地・水・農村環境保全向上 活動支援実験事業(新規要求) 要求額 10.6億円

- モデル的な支援を通じた施策の実効性の検証
(全国約600地区での実施を想定)

連携

農地・水・農村環境保全向上手法 確立調査(新規要求) 要求額 1.5億円

- モデル支援と連携した施策手法の確立
- 施策推進のサポート体制検討

平成19年度から

農地・水・農村環境の 保全向上を図る施策 の構築

農地・農業用水等の資源や農村環境の適切な保管理と質的な向上



(2) 営農活動に対する支援

[大綱 8頁]

① 対象地域、対象とする活動

- 対象地域は、「共同活動への支援」の実施地域であって、計画に基づき環境保全に取り組む地域。
- 対象とする活動は、集落等を単位として、
 - ・ 環境負荷低減に向けた取組を共同で行った上で、
 - ・ 地域で相当程度のまとまりをもって、持続性の高い農業生産方式の導入により、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な取組

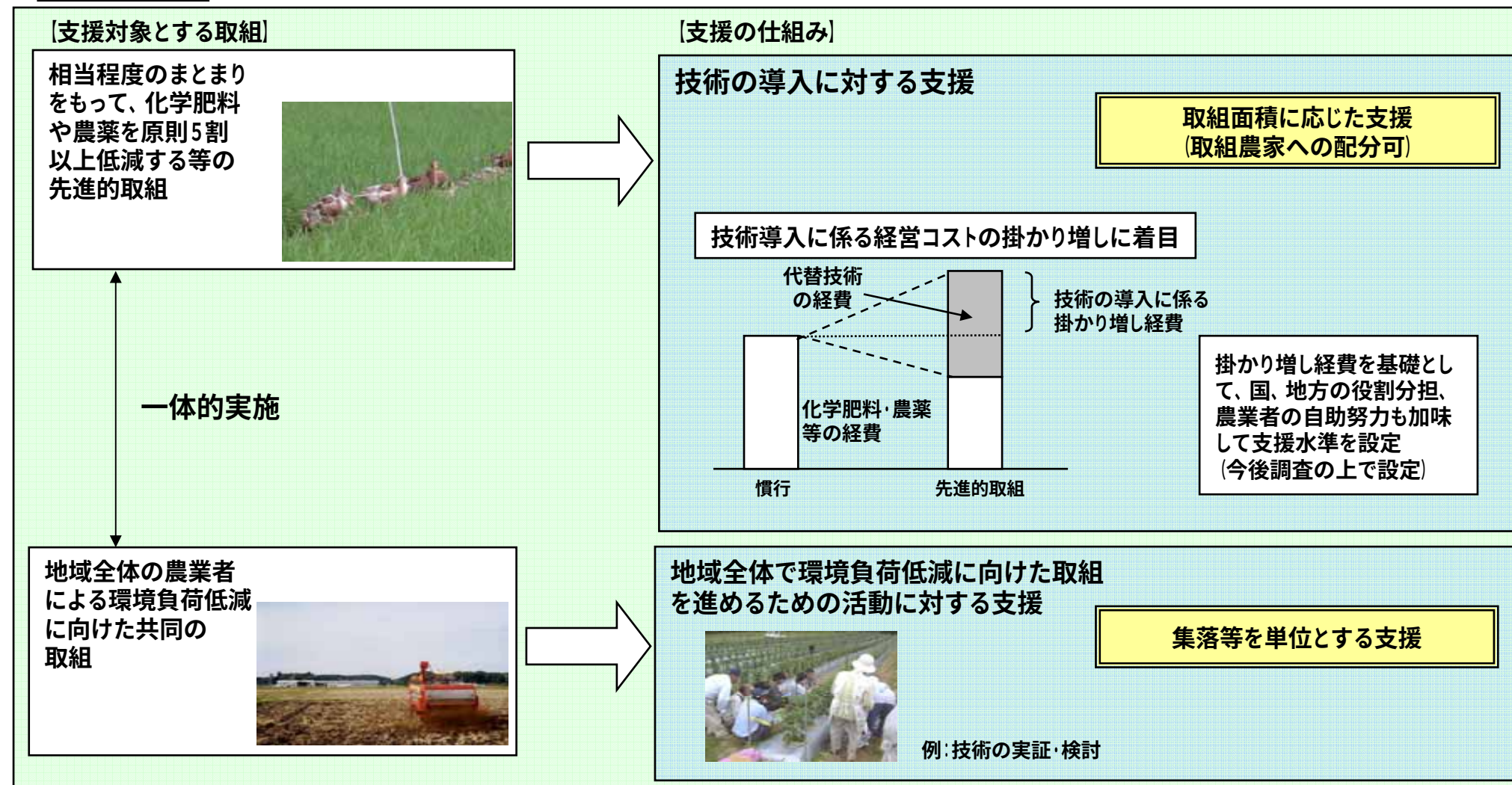
○支援対象とする活動



② 支援の内容

- 先進的な取組に必要な技術の導入に係るコスト増といった掛増しの経費を基礎とし、取組面積に応じて活動組織に交付（先進的な取組を行った農業者への配分も可）。
- 加えて、農業者が共同で行う環境負荷低減に向けた取組に対する一定の活動経費を活動組織に交付。

支援の内容



○ 「化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減等の先進的な取組」とは、以下のいずれかの取組とする。

- ① 化学肥料・化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する技術導入
(作物ごとに現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定)
- ② 化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減に相当する環境保全に資する先進的な取組

○ 「化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減」の考え方

○ 現行の代替技術、生産実態を考慮すると、多くの作物で生産性との調和に配慮しつつ5割程度の低減は十分可能

○ 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(5割以上低減)に基づく生産が既に展開

○ 多くの都道府県で、5割低減を基準として認証制度を実施

地域の慣行から原則5割以上低減

(注：低減割合は現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定)

○ 特別栽培農産物とは

その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、
・化学合成農薬の使用回数が5割以下であるとともに
・化学肥料の窒素分量が5割以下
で生産された農産物。

(特別栽培農産物に係る表示ガイドライン)

○ 化学肥料や化学合成農薬の使用を低減した農産物に係る都道府県の認証制度

認証制度を制定	43都道府県
うち5割減を認定基準	33都道府県

資料：農林水産省農産振興課調べ

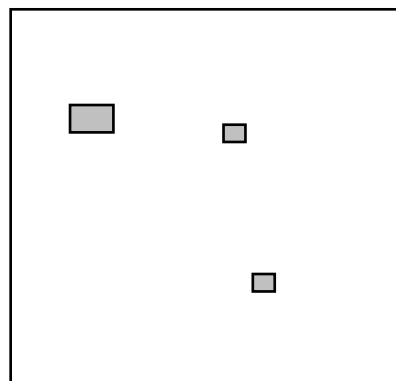


W県の例

- 環境負荷の大幅低減を効果的に進めるとともに、農産物のブランド化等により地域農業の振興にも資するためには、地域で相当程度のまとまりをもった取組を推進することが必要。

これまで

一部の農業者による点的な環境負荷低減の取組

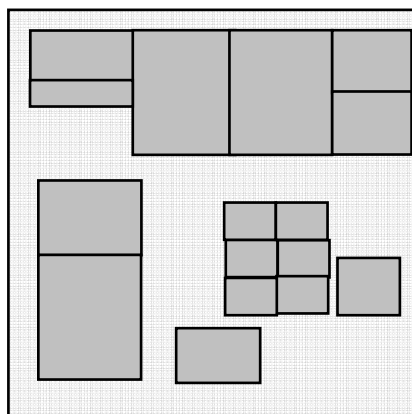


<取組の課題>

- 環境負荷低減効果は限定的
- 周辺の慣行の農業生産との調和・調整
- フェロモン剤等の代替技術の効果が限定的
- ロットが揃わないなど流通・販売面で課題

今後の推進方向

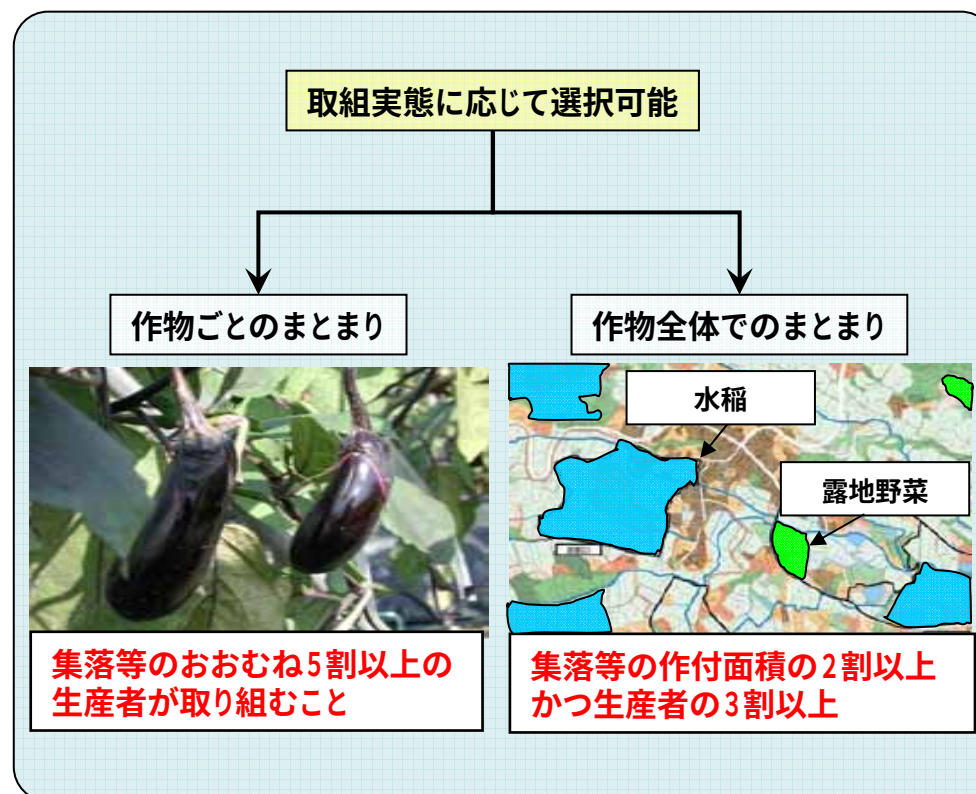
地域でまとまりをもった環境負荷低減の取組



<取組の効果>

- 環境負荷の大幅低減など環境保全上より大きな効果が期待できる
- たい肥の確保、効果的なフェロモン剤の利用など効率的な取組が可能
- 環境保全に貢献する有機・特別栽培農産物等の産地形成、農産物のブランド化

- 「地域のまとまり」の要件



(3) 地域の取組の更なるステップアップへの支援

[大綱 9頁]

- これらの地域の活動を促進・補強し、更にステップアップさせるため、協定に基づき地域においてより高度な取組を実践した場合に一定の支援。

